

平成 31 年度 Y-PORT センター機能強化を通じた市内企業の新たなビジネス機会創出支援業務委託仕様書

1 件名

平成 31 年度 Y-PORT センター機能強化を通じた市内企業の新たなビジネス機会創出支援業務

2 業務目的

横浜市は、アジアを始めとする新興国・途上国のインフラ市場の成長を取り込み、市内企業の海外インフラビジネス展開支援を進めるため、平成 22 年度より、「横浜の資源・技術を活用した国際技術協力(Y-PORT 事業:Yokohama Partnership of Resources and Technologies)」を開始し、平成 27 年 5 月には公民連携のプラットフォームとして「Y-PORT センター」を立ち上げた。平成 29 年度には、Y-PORT センター公民連携オフィスを開設し、一層の連携のもと、海外インフラビジネスの推進を図っている。

また、横浜市は日本政府から平成 30 年に「SDG s 未来都市」として選定された。現在、平成 27 年に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDG s) の達成に向けて、あらゆる施策において SDG s の視点を踏まえて取り組んでいる。そして、国内の大都市では唯一、2050 年を見据え、今世紀後半できるだけ早期の、温室効果ガス実質排出ゼロ「脱炭素化」を目指して、「Zero Carbon Yokohama」を掲げている。

そうした中で、これまで「Y-PORT 事業」の一環として平成 24 年度より実施してきた、アジア新興国諸都市、国際機関、学術機関、民間企業の代表者が一堂に会し、持続可能な都市づくりの実現に向けた知見を共有する「アジア・スマートシティ会議 (以下 ASCC とする)」を始めとする様々な機会を活用し、市内企業の海外インフラビジネスの機会創出を意図した仕組みの創出」の実現を目指している。

よって本業務は、ビジネスマッチング等の実施により、市内企業の新たなビジネス機会創出を目指している。

3 業務概要

下記取り組みを、国際会議等の機会をとらえて実施することで、企業のビジネス機会創出を図る。

- (1) ビジネスマッチングの機会創出
- (2) 海外プロジェクト情報のとりまとめ・提供
- (3) 市内企業によるソリューション情報のとりまとめ・提供
- (4) 都市開発各分野の理解促進のための機会創出
- (5) 企業の技術及び行政のノウハウをパッケージ化したコンテンツの開発

4 企画実施又は、連携の可能性がある国際会議

- (1) コアとなる国際会議 (10 月上旬、於: 横浜)

インフラビジネスのメインターゲットとなるアジア (特に ASEAN) 諸国の都市関係者、国

際機関（世界銀行、アジア開発銀行）、日本政府（経済産業省、国土交通省、環境省等）が集う機会を最大限に活用する。

➤アセアン・スマートシティズ・ネットワーク・ハイレベル会合（ASCN ハイレベル会合）
（国交省所管）

➤第8回アジア・スマートシティ会議（第8回 ASCC）（横浜市主催）

※上記の2会議を、アジア・スマートシティ・ウィーク（仮称）というコンセプトで連携開催予定

※連携開催イメージ：

日時	10/〇	10/〇	10/〇	10/〇	10/〇
	アジア・スマートシティ・ウィーク（仮）				
会場	—	みなとみらい地区のホテル			—
ASCN ハイレベル 会合	視察	オープニング 分科会	シンポジウム クロージング		
第8回 ASCC			分野別会議	分野別会議	視察
	ビジネス機会創出イベントの開催 （ビジネスマッチング機会の創出策を実施すること）				

（参考1：ASCN ハイレベル会合の概要）

ハイレベル会合は、第33回ASEAN 首脳会議（平成30年11月）において、シンガポールとの共同開催が発表された。

- ① 所 管：国土交通省
- ② 開催期間：10月上旬（3日間。「視察」含む）
- ③ 場 所：みなとみらい地区のホテル会議室フロアを予定
- ④ 参加者：約300名想定

ASEAN：各国大臣級又は政務次官級、モデル26都市（予定）の代表者 等

日本：各省（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省等）、ASEAN 諸国のスマートシティモデル都市、企業関係者 等

（参考2：第8回 ASCC の概要）

- ① 主 催 者：横浜市
- ② 共同運営：世界銀行東京開発ラーニングセンター、アジア開発銀行研究所（調整中）
- ③ 期 間：10月上旬
- ④ 場 所：みなとみらい地区のホテル会議室フロアを想定

（参考情報）使用可能な会議室の広さについて

- ・700㎡規模の部屋…1部屋（3分割可能）
- ・500㎡規模の部屋…1部屋
- ・250㎡規模の部屋…1部屋
- ・150㎡規模の部屋…2部屋

- ・ 50 m²規模の部屋… 1 部屋

⑤ 参加者：ASCN ハイレベル会合と同程度の規模を想定（アジア・日本の都市、国際機関、日本政府、企業の代表者等予定）

※一般参加可能なオープンの会議として開催予定

（２）その他の国際会議

下記以外にも、妥当な国際会議がある場合、連携可能とする。

➤ ISAP（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）（7月、於：横浜、IGES 主催）

➤ World Urban Forum（2月、於：アブダビ、UN-HABITAT 等主催）など

5 概算業務予定価格

20,000 千円（税込）

6 業務内容詳細

下記取り組みを、国際会議等の機会をとらえて実施することで、企業のビジネス機会創出を図る。

（１）ビジネスマッチングの機会創出

下記（２）～（５）を活用して、ASCN ハイレベル会合及び第 8 回 ASCC に参加する海外都市や海外ディベロッパーと、海外インフラビジネス展開を目指す市内企業とのビジネスマッチングの機会を設ける。

ビジネスマッチングの機会創出に当たっては、ASCN 及び ASCC の国際会議の場の活用だけに留まらず、創出策を考案する。

また、今後のビジネスにつながるよう、マッチングのフォローアップを行う。

更に、上記企業のビジネス機会創出支援業務の実施結果を検証し、調査報告書としてとりまとめる。

【実施内容例】

- ・ ビジネスマッチングの機会創出のための企画立案・実施、実施後の調査報告書の作成等、マッチングの場の活性化策の考案・実施（軽食手配等）
- ・ アプリ開発等の参加者マッチングツールの考案、作成

（２）海外プロジェクト情報のとりまとめ・提供

ASEAN の主要都市を中心として、都市開発に関するプロジェクト情報（課題、技術ニーズ、コンタクト先等）を取りまとめ、市内企業に対して提供する。

【実施内容例】

- ・ 海外都市・企業の発表機会創出に関する企画、この企画実施に向けた調整（招へい者との調整等含む）
- ・ 海外都市情報の収集とリスト化、WEB 等による情報提供
- ・ 海外プロジェクト事例をとりまとめた資料の作成（デザイン、構成含む）

（３）市内企業によるソリューション情報のとりまとめ・提供

各企業が提供できる海外都市に向けたインフラ技術（ソリューション）の情報をとり

まとめ、海外都市に対して提供する機会の創出を行う。

【実施内容例】

- ・市内企業の発表機会創出に関する企画（市内企業施設の視察に関する企画含む）、この企画実施に向けた調整（招へい者との調整含む）
- ・市内企業情報の収集とリスト化、WEB等による情報提供
- ・企業技術をまとめた資料の作成（デザイン、構成含む）

（４）都市開発各分野の理解促進のための機会創出

第8回 ASCC において、委託者と協議のもと、リソースパーソンを招へいすると共に、水や廃棄物などの分野別セッションを設けるなど、会議でのディスカッションを通じて当該分野の課題認識やテクノロジーの導入可能性を共有し、理解を深める。

【実施内容例】

- ・ASCC 会議コンテンツの企画立案、実施
- ・ASCC 会議を開催するに当たっての広報、プロモーション
- ・ASCC に招へいするリソースパーソンとの連絡調整

※招へいに係る渡航費、宿泊費、謝金等の負担については、本委託業務に含めない。

- ・ASCC 会議へのコンテンツ面での当日運営サポート
- ・ASCC 会議記録（速報レポート、報告書、報告ビデオ等）の作成

※上記関連資料等の作成の際には、委託者の求めに応じ適宜英語版も作成する。

※第8回 ASCC では、リソースパーソンとして、市内企業、市内企業が持つ技術を必要とするアジア諸都市から、行政関係者、ディベロッパー、海外企業関係者等を招へいする予定。

（５）企業の技術及び行政のノウハウをパッケージ化したコンテンツの開発

企業の技術や行政のノウハウについて紹介する「場」と、紹介するための「コンテンツ」について考案する。パネル等の作成物を展示するだけに留まらず、企業及び行政の提供できるソリューション（水や廃棄物などの各分野別に）の紹介に資するコンテンツを開発する。考案したコンテンツについて、ASCN ハイレベル会合及び第8回 ASCC で実施すると共に、都市開発に関する他の国際会議での展示等も視野に入れて内容を検討する。

【実施内容例】

- ・展示コンテンツの開発、ICT 技術を活用した参加者交流促進に資する仕掛け等の企画、実施
- ・展示実施に向けた参加企業との調整

7 第8回 ASCC において本委託から除く業務

第8回 ASCC において、下記（１）の業務については、ASCC 運営業務（関連イベントを含む）として別途委託予定であり、また、（２）については別途委託者が手配予定であるため、本業務委託から除く。

（１）運営業務委託

ア 会議準備（開催前）

- (ア) 受付用名簿作成
- (イ) 会場利用計画の策定
- (ウ) 会場設置準備物の用意
- (エ) イベント保険の手配・査証手続きサポート
- (オ) 会場機材手配

イ 会議開催中

- (ア) 受付や通訳等、運営スタッフの配置
- (イ) 記録用写真撮影
- (ウ) ビデオ撮影（定点カメラ撮影のため、報告ビデオ用ではない）
- (エ) ランチ及びレセプションに係る飲食手配

ウ 会議開催後

- (ア) 礼状の作成・発送
- (イ) 会議議事録（記録用データ）の作成
- (ウ) 報告書データの印刷製本、参加者向け発送作業

(2) 会場借上げ

委託者は、第8回 ASCC の会場候補としている「みなとみらい地区のホテル会議室フロア」の借上げを予定している（2日間）。

その他の会場借上げ費用については、委託者は一切負担しないこととする。

8 契約実施概要

(1) 実施期間

委託契約日から平成 32 年 3 月 31 日（火）まで

(2) 履行場所

委託者が指定する場所（基本的には委託者所在地を含む横浜市内を想定）。

主に本業務を遂行するにあたっては、適宜委託者の指示に合わせて委託者所在地等で打ち合わせの場を設け、進捗状況が確認できるような機会を設定すること。

※委託者所在地：下記 2 か所のいずれか

- ・横浜市国際局国際協力部国際協力課（横浜市中区尾上町 1－8 関内新井ビル 3 F）
- ・Y-PORT センター公民連携オフィス（横浜市西区みなとみらい 1－1－1 横浜国際協力センター 5 F）

9 提出物

(1) 提出物一覧、提出期限

以下の成果物について、期日までに委託者あてに納品すること。業務の進捗状況により、納品期限内の納品が困難な場合は、速やかに委託者に相談をすること。

ア 企画書（実施計画書）

- ・「6 業務内容詳細」に記載のある各項目の具体的な推進方策に関して、実施計画書

を策定すること。作成資料は、可変データにて提出すること。

- ・平成 31 年 7 月中に提出し、委託者と十分に協議の上、企画内容を決定すること。

イ 情報とりまとめ資料

- ・「6 業務内容詳細」の内、(2) 及び (3) において収集した海外都市・市内企業関連のデータに関して、情報を精査しまとめた資料を作成し、平成 31 年 9 月末までに提出すること。
- ・作成にあたっては、委託者と十分協議の上、委託者の確認を得たうえで完成とすること。
- ・上記関連資料等の作成は、日本語及び英語の二言語での作成を基本とする。

ウ 調査報告書「企業のビジネス機会創出支援業務」

- ・本委託行う全体を通じた調査報告書を作成すること。作成にあたっては、委託者と十分に協議の上、委託者の確認を得たうえで完成とすること。作成資料は、可変データにて提出すること。
- ・平成 32 年 2 月までに委託者に提出のうえ、委託者との十分な協議を経て修正作業を行い、完成させること。

エ ASCC 報告書

- ・委託者が別途委託して増刷できるよう、報告書製本印刷に必要な各種データを作成したすべての形式で提出する。合わせて、作成に使用した素材データ（写真等）を提出する。
（委託者が別途印刷製本を委託発注することが可能なように、報告書データ作成に使用した写真、ロゴ等の素材データを全て提出すること。）
- ・会議開催後 3 か月以内に提出する。
- ・作成にあたっては、十分に委託者と協議のうえ、委託者の確認を得たうえで完成とする。

オ ASCC 報告ビデオ

- ・YouTube へのアップロード、Windows Media Player（「Windows10」OS 対応）での再生が可能なファイル形式で作成・提出する。
- ・会議開催後 3 か月以内に提出する。
- ・作成にあたっては、十分に委託者と協議のうえ、委託者の確認を得たうえで完成とする。

カ 各種作成データ一式（上記ア～カにて提出したもの以外）

- ・会議開催前及び、会議開催中に作成した電子データ（可変データで納品）について：会議終了後 1 か月以内に納品（「5 業務内容詳細」に記載の通り、各時点で必要なデータについては、個別に会議開催前に委託者に提出する。）
- ・会議開催後に作成した電子データについて：履行期限までに納品（委託者から要望があった場合はその指示に従って提出する。）

(2) 提出方法

各種電子データは、納品ごとに DVD-R 等の「Windows10」OS 搭載 PC にて再生可能な

電子メディアに格納した状態で提出すること。

(3) 納品場所

下記住所に郵送または持参すること。

横浜市国際局国際協力部国際協力課（横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル3F）

10 留意事項

受託者は業務の遂行にあたり、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 受託者は、本委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、横浜市個人情報取扱特記事項及び横浜市電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの関係法令等に基づき業務を実施すること。
- (2) 業務実施にあたっては、常に委託者と密接な連携を図ること。本委託業務の作業内容に疑義のある場合や本仕様書等に定めのない事項および重要な事項の決定については、あらかじめ委託者と協議の上、その指示または承認を受けること。また、委託者の指示に基づき、業務目的を十分満足するよう、協議・検討を行うこと。
- (3) 本業務を遂行するにあたり、常に総括責任者を配置し、各業務を円滑に行えるよう十分な人員を配置すること。
- (4) 必要に応じて当会議に係る関係者と連絡・調整を行うこと。委託者と共同で事業を進める関与者、委託者が別途委託する運営業務の受託者と連携して業務を遂行すること。
- (5) 個人情報を扱う場合は、横浜市個人情報取扱特記事項を踏まえること。また、個人情報保護管理体制等について委託者が要求する書類を提出すること。
- (6) システム開発を行う場合は、情報セキュリティ対策の観点から、横浜市と協議しながら十分にセキュリティの確保に留意すること。
- (7) 本業務委託で作成した資料・制作物・成果品等に係る著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む。）はすべて委託者に帰属するものとする。受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。
- (8) 横浜市委託契約約款に規定がない著作権者人格権や肖像権については、すべて受託者の責任において適正な権利手続を踏んだ対応を行うこと。
- (9) 横浜市中企業振興基本条例に準じて横浜市内中小企業を最優先した手配業務に努め、横浜市の経済活性化に寄与すること。
- (10) 受託者は、本業務で知りえた情報を本業務以外で使用しないこと。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (11) 受託者は、委託者からの指示を元に、十分な意思疎通が図れるよう定期的に協議を行って業務を進めていくこと。原則、月に1回から2回以上は打ち合わせの場を設けること。ただし、進捗状況等を委託者及び受託者で協議し、円滑な業務遂行が可能と判断した場合には、これに限らない。
- (12) 広報物、会場装飾等における制作は、委託者の指示に従い、Y-PORT 事業のデザインコンセプトにトーン・マナーの統一をすること。デザインコンセプトについては、委託者と十分な協議を行うこと。

- (13) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (14) 受託者が資金繰りの都合上、前金払又は概算払の要望を申し出た場合については、受託者から提出された資金計画書をもとに必要な応じて、分割して費用を支出することは可能である。
- (15) 本業務を遂行するにあたって使用する言語は、日本語と英語の二言語となるため、両言語に対応できる推進体制を確保すること。担当者は、参加者との調整やヒアリング、会議運営にあたり十分な意思疎通が可能なレベルの英会話力を有することが必要である。